

規制の事前評価書

1 規制の名称

銃砲刀剣類の所持許可に係る欠格事由の追加

2 担当部局

警察庁生活安全局生活環境課

3 評価実施時期

平成20年9月

4 規制の目的、内容及び必要性

(1) 規制の目的及び必要性

平成19年12月に長崎県佐世保市で発生した猟銃使用殺傷事件、平成20年6月に東京の秋葉原で発生した無差別殺傷事件等、銃砲刀剣類等を使用した凶悪事件が発生している。こうした最近の銃砲刀剣類等を使用した凶悪犯罪の発生状況等にかんがみ、銃砲刀剣類の許可要件の厳格化により、銃砲刀剣類の所持を許可することが類型的に危険な者を排除することを図り、銃砲刀剣類の使用又は所持による危害を防止する必要がある。

(2) 規制の内容

破産手続開始の決定を受け復権を得ないこと、禁錮以上の刑に処せられたこと、ストーカー行為をしたこと、配偶者に対する暴力行為をして裁判所から命令を受けたこと、自殺をするおそれがあること等を銃砲刀剣類の所持許可に係る欠格事由に追加する。

5 法令の名称・関連条項とその内容

銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第2号、第12号、第13号、第15号、第16号及び第18号並びに第5項並びに第5条の2第2項第2号

6 想定される代替案

特になし。

7 規制の費用

規制の導入に伴って新たな費用は発生しない。

8 規制の便益

銃砲刀剣類の所持を許可することが類型的に危険な者を排除することにより、銃砲刀剣類の許可要件の厳格化が図られ、銃砲刀剣類の使用又は所持による人の生命及び身体の被害が防止される。

9 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

銃砲刀剣類の所持を許可することが典型的に危険な者を排除することにより、銃砲刀剣類の許可要件の厳格化が図られ、銃砲刀剣類の使用又は所持による人の生命及び身体の被害が防止される。一方、欠格事由を追加することによる新たな費用は想定されない。したがって、改正案の導入は適切であると評価できる。

10 有識者の見解その他の関連事項

平成20年5月から、銃砲規制等の在り方に関して有識者・専門家から意見を聴取することを目的として「銃砲規制のあり方に関する懇談会」（座長：藤原静雄 筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授）が設置され、幅広く検討が行われ、同年7月に「銃砲規制等の在り方に関する意見書」を取りまとめた。

今般の法改正案については、当該意見書の内容を反映させたものとなっている。

11 レビューを行う時期又は条件

当該規制は、社会秩序の基本に係る最小限度の規制であり、見直し規定を置かないものの、社会情勢に応じて必要があると認めるときは所要の措置を講ずるものとする。